

中小企業振興条例の概要

目的

中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念等を定めることにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図り、県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与する。

定義 中小企業者 中小企業関係団体 小規模企業者

基本理念

- 1 中小企業者の新事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。
- 2 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出や中小企業者が生産する商品の消費等の促進を図ること。
- 3 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民その他の関係機関及び関係団体が参加、連携、協力を努めること。

関係者の責務等 県の責務 中小企業者等の責務 県民の役割

基本的施策

- 1 中小企業者の自主的な努力の促進
 - ① 人材の確保・育成、中小企業者の事業活動についての広報活動の充実
 - ② 新たな商品開発、研究機関と連携した研究成果の事業化、情報通信技術等を活用した新商品開発や販路の拡大への支援
 - ③ 資金の円滑な供給
 - ④ 経営に関する相談、指導、研修等の体制の整備、事業の共同化の促進
- 2 地域資源を活用した商品の生産等を促進するための事業活動の特性等に応じた販路の拡大、新たな地域資源の発掘
- 3 創業や事業の円滑な承継への支援
- 4 小規模企業者への支援
- 5 雇用環境の整備に対する支援、職業能力の開発、職業相談の実施
- 6 中小企業者が生産・販売する商品等の価値の国内外への発信等による消費の促進

基本計画

中小企業振興に関する総合的・長期的な目標や施策の方向等を中小企業者等や岩手県商工観光審議会の意見を聴き、策定、公表する。

施策の実施状況の公表

市町村への支援
財政上の措置等

施行

平成 27 年 4 月 1 日